



国民年金のお知らせ

▶ 問い合わせ 市民課 ☎73-3005
普通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成27年10月から3年間限りの特例として実施されています。

なお、老齢基礎年金を受給している人などは後納制度を利用できません。後納制度を利用するには、申し込みが

納め忘れた保険料は「後納制度」をご利用ください

200円×付加保険料納付月数

申し出した月分から支払うこととなります。

付加保険料の月額

400円

希望する人は、年金手帳と印鑑を持って、市民課、各支所または普通寺年金事務所でお申し込みください。

「付加保険料」納付のすすめ

月々の定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせます。

付加保険料を納めれば、受給額を増やせます



- 「ねんきんネット」でできること
 - ・ 24時間いつでも、最新の年金記録が確認できます。
 - ・ 将来の年金額が、自分で試算できます。
 - ・ 「ねんきん定期便」がパソコンなどで

便利な「ねんきんネット」

ご確認ください。

追納を行う場合は申し込みが必要です。年金手帳と印鑑を持って、市民課、各支所または、普通寺年金事務所でお申し込みください。

免除・猶予を受けた期間のうち、原則古く期間からの納付となります。ただし、保険料の免除・猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

免除・猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めることができます。

免除・猶予を受けた期間の保険料は追納できます

必要です。詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル(0570・011・050)または、普通寺年金事務所へお問い合わせください。

社会保険労務士による 無料年金相談

● 日時 5月11日(水) 午前10時～午後3時

● 場所 三豊市役所西館

● 持っていくもの
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。

● 問い合わせ
街角の年金相談センター
☎087(811)6020 高松(オフィス)



- 確認できます。
- 利用登録
日本年金機構のホームページから利用登録ができます。
- ※申し込みには、基礎年金番号が必要です。お手元に年金手帳をご用意ください。



6月から特定健康診査が始まります

▶ 問い合わせ 健康課 ☎73-3014

特定健康診査は、メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病を予防・改善するための健診です。

生活習慣病は、毎日の生活習慣により、良くも悪くもなる病気です。放置すると症状が出ないまま重症化し、いきなり心臓病や脳卒中の発作が起こったり、重度の糖尿病合併症を起こすなど、不自由な生活を余儀なくされることもあります。

対象者には5月末に受診券を送付します。この機会に、ぜひ健康診査を受けましょう。

対象者 市国民健康保険加入者
で、平成29年3月31日時点で40～74歳の人、または希望する若年者(20～39歳)

検査内容 身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、診察など

自己負担金
集団検診 700円
医療機関検診 1,000円

※今年度40、45、50、55歳になる人は無料(国保人間ドックは除く)

場所 集団検診会場または三豊・観音寺市指定医療機関

※若年者は集団検診のみです。若年者で検診を希望する人は、健康課までお問い合わせください。



後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

▶ 問い合わせ 健康課 ☎73-3014
税務課 ☎73-3006

保険料は、資格取得日を含む月から月割りで計算します。加入当初の保険料は、税務課からお送りする納付書で納めてください。

なお、国民健康保険料が年金から天引きされていたり、口座振替になっていた人も、後期高齢者医療制度に加入した当初は、納付書での支払いに変わりますので、ご注意ください。

事由	資格取得日
75歳になる人	75歳の誕生日
転入した人	転入により住所を定めた日
生活保護が停止・廃止になった人	停止・廃止になった日
障がい認定を受けた人(※)	後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

※65～74歳の人で、一定の障がいがある人。障がい認定を受けるには申請が必要です。
75歳になる人は、誕生日までに、県後期高齢者医療広域連合から特定記録郵便で被保険者証が送られてきます。誕生日から使用してください。

年度途中で後期高齢者医療制度に加入する人へ
資格取得日



住宅用太陽光発電システムなどに補助金が交付されます

▶ 申し込み・問い合わせ バイオマスタウン推進課 ☎73-3028

補助金の交付を受けるには、システム設置前に予約申請手続きが必要です。予約手続きなしで設置工事をした場合は、補助金交付の対象になりません。

申請期限
補助金交付申請は、平成29年3月31日(金)まで。
※土日、祝日は除きます。

注意事項
● 補助金の交付を受けるには、システム設置前に予約申請手続きが必要です。予約手続きなしで設置工事をした場合は、補助金交付の対象になりません。

要件
● 自ら居住する住宅に設置すること
● 蓄電システムは住宅用太陽光発電システムと併設すること

補助金額
● 太陽光発電システム
1kW当り5万円(上限20万円)
● 蓄電システム
設置費用の3分の1(上限20万円)

住宅用太陽光発電システム・蓄電システム設置補助金
太陽エネルギー(クリーンエネルギー)の利用促進による地球温暖化防止を図るため、太陽光発電システムと蓄電システムの設置費用の一部を補助します。